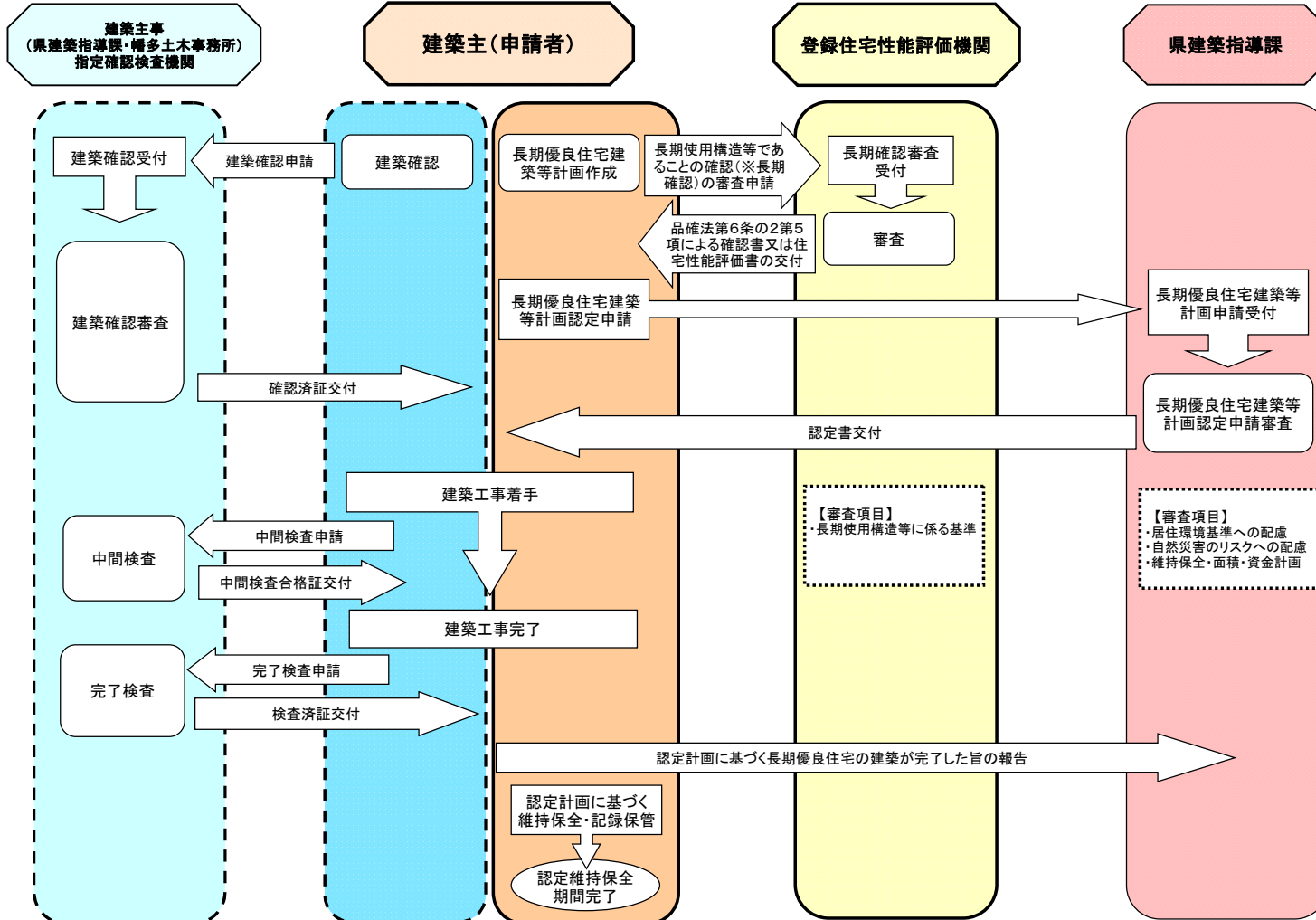


長期優良住宅建築等計画認定手続き(高知県)

※ 長期使用構造等であることの確認(※長期確認)の審査は住宅の品質の確保の促進に関する法律(※品確法)第6条の2第1項によるものです。
 ※ 増改築認定申請については、住宅性能評価書の添付による認定申請はできません。
 ※ 申請方法については建築指導課までご相談ください。また、手数料が申請方法により異なりますので、認定手数料をご確認ください。



- 当該手続きによることに支障がある場合にはご相談ください。
- 計画が高知市内の場合は、高知市長の認定となりますので高知市へお問い合わせください。